

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会コンプライアンス規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人静岡県高等学校安全振興会（以下、「本会」という。）が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス（法令等の遵守をいう。以下同じ。）上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 理事は、誠実に、かつ率先してコンプライアンスに取り組み、本会の役員及び職員（以下「役職員」という。）のコンプライアンスに関する意識の向上に努め、コンプライアンス態勢の確立と実践の責任を担う。

2 理事会は、本会の業務運営全般について、コンプライアンスという観点から議論を行うとともに、コンプライアンスについて、具体的、積極的に関与する。

3 役職員は、コンプライアンスを重視し、良識ある行動を心掛け、誠実かつ公正に業務を遂行する。

(組 織)

第3条 本会のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

(1) コンプライアンス担当理事（以下、「担当理事」という。）

(2) コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）

(3) 本会の事務局にコンプライアンス担当責任者（以下、「担当責任者」という。）

(担当理事)

第4条 担当理事は、理事会の決議により理事長が任命する。担当理事は必要に応じて理事会に対して、本会のコンプライアンスの状況について報告するものとする。

2 担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

3 担当理事の役割、権限は以下のとおりとする。

(1) コンプライアンス施策の実施の責任者

(2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(3) 委員会の委員長

(4) その他役職員からの問合せ事項に関する法的側面からの助言等

(委員会)

第5条 委員会は、担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項について、

その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事例についての分析、検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、担当理事が諮問した事項

2 委員会は、担当理事を委員長とし、静岡県公立高等学校PTA連合会から役員として推薦を受けた理事2名、監事1名及び担当責任者を委員として構成する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、いつでも招集することができる。

(報告・連絡・相談ルート)

第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれのある行為を発見した場合は、速やかに担当理事に報告する。

2 担当理事は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれのある行為を知ったときは、事実関係の調査を行い、対応方針を検討する。

(コンプライアンスのための教育)

第8条 本会は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行うものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委 任)

第10条 この規程によりがたい事項及びこの規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月5日から施行する。